

平成20年11月19日
総務局

「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」の締結について

東京に大地震が発生した場合、停電が広範囲に発生することが想定されます。

こうした災害時の停電に備えた防災上重要な施設の非常用発電機や救助活動等に
必要な燃料を供給する体制を構築するため、このたび、都は、石油供給団体と包括的
な協定を締結することとしました（全国初）。

協定締結式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

記

1 協定名

大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定

2 協定締結先

石油連盟、東京都石油商業組合

3 協定締結式

(1) 日時

平成20年11月26日（水曜日） 午後4時30分から

(2) 場所

都庁第一本庁舎 7階 特別応接室

(3) 出席予定者

東京都知事、石油連盟会長、東京都石油商業組合理事長 ほか

4 協定の内容

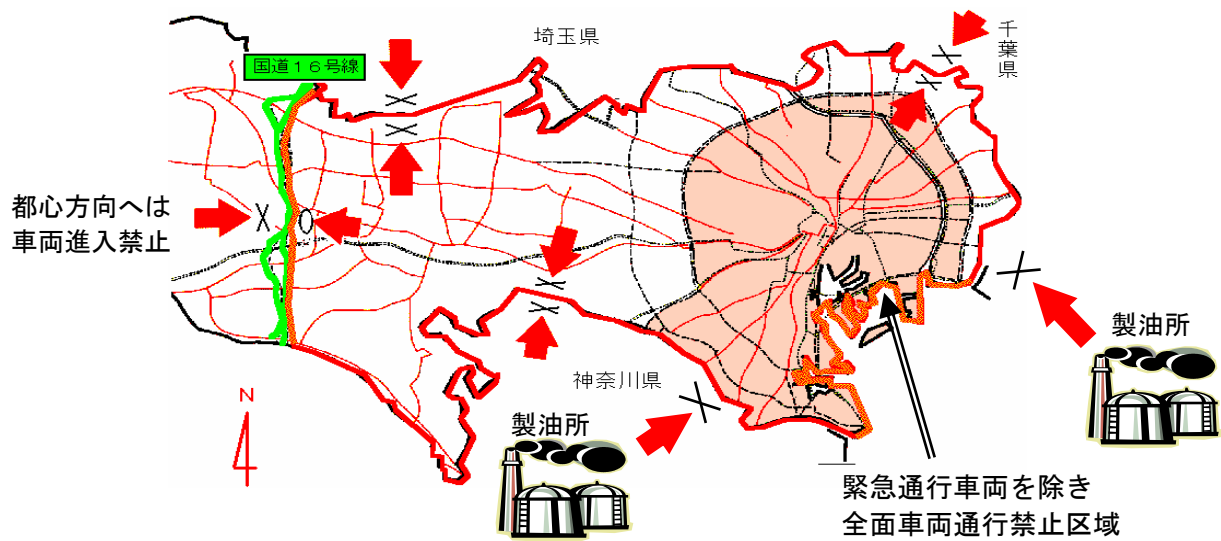
東京都内（島しょを除く）に、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合、石油供給団体と東京都が協力して防災上重要な施設等へ石油燃料を安定的に供給する。
(別紙参照)

総務局総合防災部震災対策担当 電話 03-5388-2537

災害時における燃料供給体制の整備について

現状と課題

- 大震災時には停電が広範囲で発生
23区平均23%（平成18年5月 「首都直下地震による東京の被害想定」）
- 防災上重要な施設では、停電に備えて非常用発電機を設置
⇒ 非常用発電機の燃料備蓄には限界（例） 都庁第一本庁舎では、3日間
- 施設によっては、ガソリンスタンド等と個別に協定を締結
⇒ ガソリンスタンドの備蓄にも限界
- 災害時の交通規制
⇒ 緊急通行車両以外は通行禁止



災害時における燃料供給体制の整備が急務

対応策

石油供給団体との包括的な協定締結により供給体制を確立（全国初）

＜協定の主な内容＞

- ① 優先供給先の特定
（都庁舎、災害拠点病院、緊急通行車両等）
- ② 施設情報の共有
（油種、給油口※の種類等）
- ③ 輸送路に関する情報の提供
- ④ 緊急通行証の交付による通行確保

給油口の例

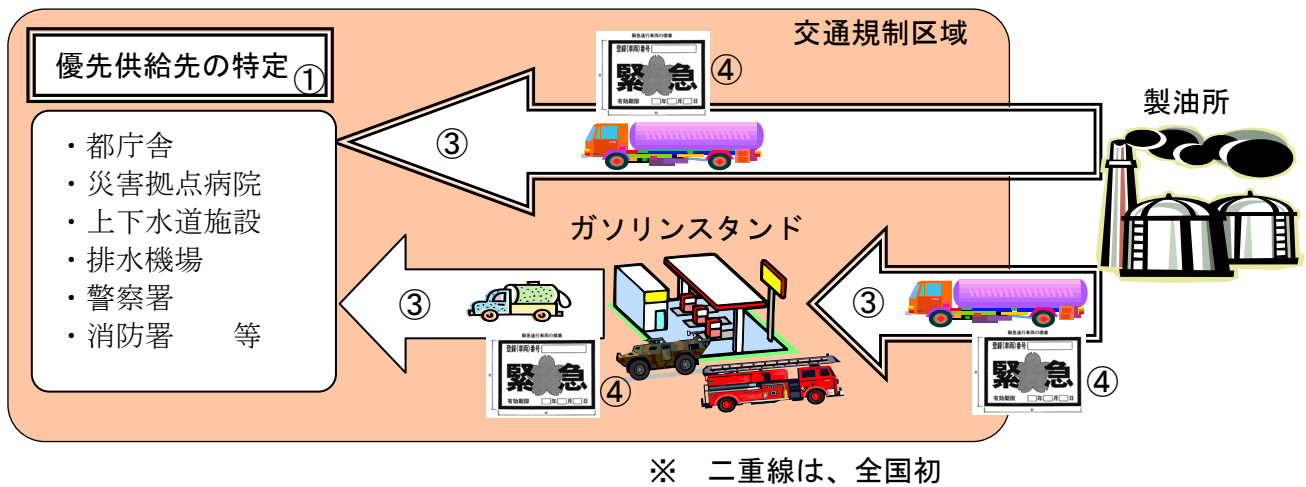


＜都庁＞



＜水再生センター＞

災害時の燃料供給体制



平常時の情報共有

